

三木町告示第126号

三木町犯罪被害者等生活支援金給付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月1日

三木町長 伊藤良春

三木町要綱第40号

三木町犯罪被害者等生活支援金給付要綱の一部を改正する要綱

三木町犯罪被害者等生活支援金給付要綱（令和7年三木町要綱第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「うち、」の次に「刑法（明治40年法律第45号）その他の日本国における刑罰法令に規定する」を加え、「刑法（明治40年法律第45号）」を「同法」に、「含むものとし」を「含み」に改め、同項第5号中「負傷又は疾病にかかる身体の被害であって、当該負傷又は疾病」を「犯罪行為による負傷又は疾病（精神疾患を含む。）」に改め、「要する」の次に「（精神疾患にあつては、療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない程度）」を加える。

第8条中「申請者は、次に掲げる場合には、前条の規定による申請を」を「前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日（重傷病生活支援金の給付を受けた者が、当該重傷病により死亡し、その遺族が遺族生活支援の給付を申請する場合にあつては、犯罪被害者の死亡を知った日）から1年を経過したときは、」に改め、同条各号を削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。